

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月18日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「課長」の次に「、室長」を加え、

「総務課の管財係長
「総務課の管財係長」を 企画政策課の庶務係長及び企画政策係長」に改める。

別表第2人権文化センターの項の次に次のように加える。

高山竹林園	所長
-------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1及び別表第2の規定は、平成18年4月1日から適用する。